

平成 23 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 西企画第 146 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 西企画第 86 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 87 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 196 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発着 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 17 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 173 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 62 号（平成 18 年 6 月 29 日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェイス形式の回線サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 90 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 91 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企営第 92 号（平成 22 年 9 月 13 日）により申請した「行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供」に係る業務
- 西企営第 25 号（平成 23 年 5 月 26 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務の提供」に係る業務

1. ネットワークのオープン化

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2)

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料3、4)

なお、認可の際付された条件1・2に従い、以下の措置を講じております。

① 他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料5)

② 既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料6)

(3) 固定電話発-050 IP電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料3)

(4) 固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接

続約款に定め公表しております。(添付資料3、7)

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務は、自ら構築した既存の県間伝送路を利用しており、県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料8)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「閥門交換機接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2、3、4、9)

なお、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

次世代ネットワークにおけるIPv6インターネット接続については、他事業者に対して実現方式に関する説明会を実施するとともに、提供機能に係る接続料等の規定を接続約款に定め公表しております。(添付資料2、3)

(8) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

(9) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局

ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2、3、9)

2. ネットワーク情報の開示

(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域IP網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料10)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。(添付資料11)

(2) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料12)

(3) 固定電話発-050 IP電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料13)

(4) 固定電話発-携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備および端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料12、13)

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域-異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

イーサネットインターフェース形式の回線サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より契約約款に定め公表しております。(添付資料14)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件について

は、「(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 15）

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件については、接続約款（技術的条件集）ならびに I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス及び L A N 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 16、17、18）

(8) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、技術参考資料として公表しております。（添付資料 19）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 11）

(9) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 16・17）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。（添付資料 20）

4. 営業面でのファイアーウォール

当社は従来から公正競争条件に十分配慮して事業活動を行ってきており、平成 23 年度においても以下のとおり実施しております。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続関連情報の目的外利用が行われないよう、社内向けマニュアルの整備、研修の実施等により徹底した指導を行っている。（添付資料 2 1）

また、電気通信事業法の改正（平成 23 年 1 月 30 日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成 24 年 6 月 29 日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っており、その報告書の内容については公表されております。（添付資料 2 2）

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について社内向けマニュアルの整備、研修の実施等により徹底した指導を行っている。（添付資料 2 1）
 - i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID 管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。等

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導しております。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。（添付資料 2 3）

当該業務に関する平成 23 年度の収支状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	5,927	1,424	4,503
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	8,949	5,819	3,130
(3) 固定電話発着 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定	452	379	73
(4) 固定電話発着 - 携帯電話着の県間伝送料金設定	1,158	471	687
(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	186	163	22
(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	1,930	4,836	▲2,906
(7) 次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定	3,999	7,544	▲3,545
(8) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	1,471	2,999	▲1,527
(9) 行政区域 - 異行政区域間における映像通信網サービス	0	3	▲2

なお、次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供は、当社の業務区域における I P v 6 アドレスを付与した回線相互間の I P 通信網内に終始する通信であるため、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスに関する業務の収支とあわせております。

また、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1、2）

なお、平成 23 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(2) IP 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 3、4)

また、IP 電話サービスの国際・東西間での接続における中継伝送路の提供事業者様の再選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

①国際・東西間における中継事業者様の募集(再公募)

A) 平成 23 年 12 月 22 日: 募集開始

電気通信番号規制に基づき指定された番号を取得している電気通信事業者に対し、募集案内を送付。

B) 平成 24 年 2 月 3 日: 応募意思表示締切

国際 3 社、東西間 2 社から意志表示あり

C) 平成 24 年 3 月 5 日: 選定結果通知

応募事業者様に対し選定結果を通知

(3) 固定電話発着 IP 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4)

(4) 固定電話発着 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 4、7)

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域—異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 8)

なお、平成 23 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2、3、4、9)

また、次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及び I P 電話サービス並びにイーサネットサービスの東西間伝送路の提供事業者様の再選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

①東西間における中継事業者様の募集(再公募)

A) 平成 23 年 12 月 22 日: 募集開始

県間役務を提供する登録電気通信事業者に対し、募集案内を送付合わせて公式ホームページに募集要項を掲載

B) 平成 24 年 2 月 3 日: 応募意思表示締切

4 社から意志表示あり

C) 平成 24 年 3 月 5 日: 選定結果通知

応募事業者様に対し選定結果を通知

(8) 行政区域-異行政区域間における映像通信網サービス

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(9) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供については、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料 2、3、9）

7. 利用状況

本業務に関する平成 23 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	22	45	1

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	220	22

	フレッツ・ グループ	フレッツ・ v6キャスト
契約数	61,409	25

	IP 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	60	芯線数	178

(注 1) フレッツ・グループ、フレッツ・v6キャストの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。なお、フレッツ・オフィス（サーバ持込型）は平成 23 年度でサービス終了しています。

(注 2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については（添付資料 24）のとおりです。

(注 3) IP 通信網県間区間伝送機能については、地域 IP 網、次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) IP 電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	588,079	24,602	151

(3) 固定電話発着 050 IP 電話着の県間伝送料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	60,502	2,684	160

(4) 固定電話発着・携帯電話着の県間伝送料金設定

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	38,464	1,187	111

(5) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスについては、平成 23 年度末現在、兵庫県様にご利用いただいております。

(6) 地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IPv6 通信に係る料金設定

	フレッツ・光プレミアム、フレッツ・v6アプリ
契約数	3,746 千

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPNゲート	フレッツ・VPNワイド
契約数	71	44,465

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	27	0

	地上デジタル放送 IP 再送信 事業者向けサービス
契約数	10

	フレッツ・ソフト配信サービス
契約数	17

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送 IP 再送信事業者向けサービス、フレッツ・ソフト配信サービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(8) 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成23年4月1日～平成24年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	342,648	13,822	145

(9) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド
契約数	380

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う契約数も含まれています。

(10) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

	第1種映像伝送サービス	フレッツ・テレビ
契約数	1	3,148

(11) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

	フレッツv6オプション
契約数	807

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資料項目	
1	「地域IP網とISP事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
3	「中継系交換機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
4	「音声利用IP通信網サービス」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
5	「コロケーション」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
6	「一般番号ポータビリティ実現機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
7	「端末系交換機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
8	「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定(抜粋)(特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能関連)	Pdf
9	「次世代ネットワークと他事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
10	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
11	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定(抜粋)	Pdf
12	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
13	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
14	「イーサネットインターフェイス形式の回線サービスとの接続に必要なインタフェース条件」専用サービス契約約款(抜粋)	Pdf
15	「IPv6 での接続に必要な収容局ルータインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
16	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(IP通信網)	Pdf
17	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(LAN型通信網)	Pdf
18 ①	技術参考資料 IP 通信網サービスのインタフェース <光ネクスト、光ライト編> 第 14 版	Pdf
18 ②	技術参考資料 音声利用 IP 通信網サービスのインタフェース <第 2 種サービスタイプ 2> 第 9.0 版	Pdf
18 ③	技術参考資料 LAN 型通信網サービスのインタフェース <ビジネスイーサ ワイド編> 第 3.1 版	Pdf
19	技術参考資料 フレッツ・テレビ伝送サービスのインタフェース第 1 版	Pdf
20	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf

21	社内向けマニュアル「電気通信事業における公正競争の確保に関するマニュアル」	※
22	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要	※
23	費用(収益)項目別一覧	※
24	フレッツ・オフィス ワイド契約状況(品目別詳細)	Pdf

※ 資料21、22、23については、経営上の秘密に属する情報、または公開に馴染まない社内文書・規程類等を含むことから、公表を差し控えさせていただきます。